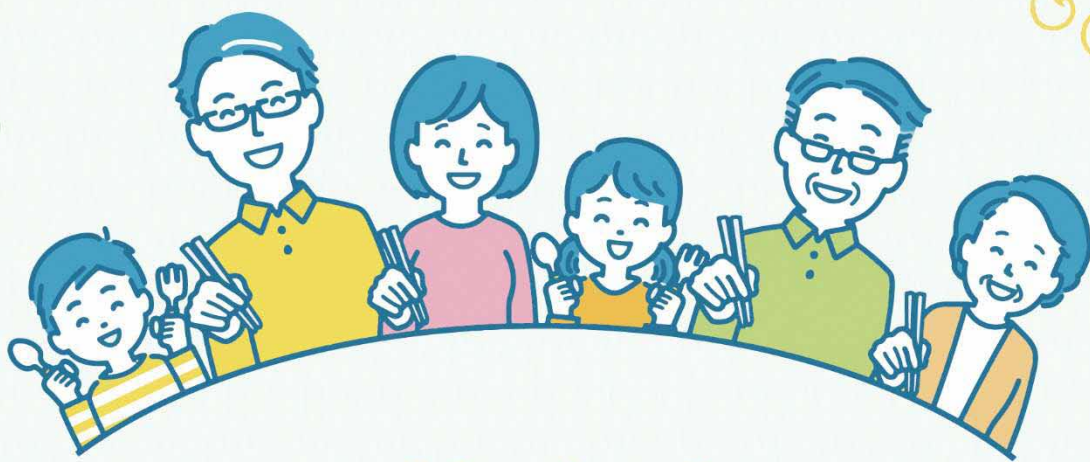


第二次

玄海町食育推進 基本計画

令和6年度～令和17年度

食卓にともにイイ笑顔
くらしあたたか 玄海町



令和6年3月
玄海町

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格	1
3	計画の期間	2
4	計画の策定方法	2
	(1) 計画策定体制	2
	(2) 計画の策定方法	2
第2章	玄海町の現状と課題	4
1	統計データからみる現状	4
	(1) 人口・世帯	4
	(2) 高齢化率の推移	4
	(3) 世帯の状況	5
	(4) 健康の状況	6
	(5) 農林漁業の状況	7
2	玄海町食育推進基本計画の評価	9
3	住民アンケート調査結果	10
	(1) 実施概要	10
	(2) アンケート調査結果のまとめ	11
4	計画策定に向けた課題整理	12
第3章	基本理念と方針	13
1	基本理念	13
2	基本方針	13
第4章	食育を推進するための施策と目標	15
1	地産地消の推進、主要産業の担い手育成	15
2	生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進	18
3	伝統的な食文化の保護・継承	23
4	新たな時代に対応した食育の推進	25
第5章	計画の推進体制	27
1	計画の推進体制	27
2	計画の進捗管理と評価	27
資料編		28
1	玄海町健康づくり推進協議会委員	28
2	玄海町健康増進計画（第三次）及び第二次玄海町食育推進基本計画策定作業部会委員役職	29
3	用語解説（本文中の※の用語解説）	30

(注)「※」は、「資料編 3 用語解説」(30頁)をご参照ください。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

食は命の源であり、私たち人間が生きるために食は欠かせません。また、市民が健康で心豊かな生活を送るためには、健全な食生活を日々実践し、おいしく楽しく食べることやそれを支える社会や環境を持続可能なものにしていくことが重要です。

しかしながら、社会経済状況の変化、核家族や一人暮らしの増加等の世帯構成の変化などにより、食生活のあり方も多様化しています。近年では、食に関する価値観やライフスタイルの多様化が進み、健全な食生活が困難な場面も増えてきています。また、情報が氾濫し、食に関する正しい情報の選択が困難な状況もみられます。

このため、国は平成17(2005)年6月に食育基本法を制定し、平成18(2006)年に同法律に基づく「食育推進基本計画」を策定し、令和3(2021)年3月には「第4次食育推進基本計画」を策定して取組を推進しています。

また、県でも令和3(2021)年3月に「佐賀県食育・食品ロス*削減推進計画」を策定し、「生涯を通じた健康づくりを支える食育の推進」「持続可能な食を支える食育の推進」等を基本方針とし、個人・家庭・学校・地域・団体等が連携・協働して食育を推進することとしています。

玄海町では、平成23(2011)年3月に第一次となる「玄海町食育推進基本計画」(以下、「前計画」という。)を策定し、本町の豊かな農林水産物の活用等を活用した食育を推進してきました。

この間、高齢化の進行等により、健康寿命*の延伸や生活習慣病*の予防が課題となる中で、栄養バランスに配慮した食生活の重要性は増えています。また、地球温暖化防止の観点からSDGs(持続可能な開発目標)が取り組まれる中で、食育がこの達成に寄与するものとされています。さらに、デジタル技術の活用も期待されているところです。

このような本町の食を取り巻く社会情勢、これまでの取組の成果、課題を踏まえて、第二次玄海町食育推進基本計画(以下、「本計画」という。)を策定します。

2 計画の性格

本計画は、食育基本法第18条に基づく「市町村食育推進計画」で家庭や学校、地域、行政等がそれぞれの役割に応じて、連携・協働しながら、食育を実践していくための基本となるものです。また、第5次玄海町総合計画を上位計画とし、第4次食育推進基本計画及び佐賀県食育・食品ロス削減推進計画を踏まえ、玄海町健康増進計画、玄海町子ども・子育て支援事業計画等との整合を図りながら策定を行い、施策を推進します。

(注)「*」は、「資料編 3 用語解説」(30頁)をご参照ください。

3 計画の期間

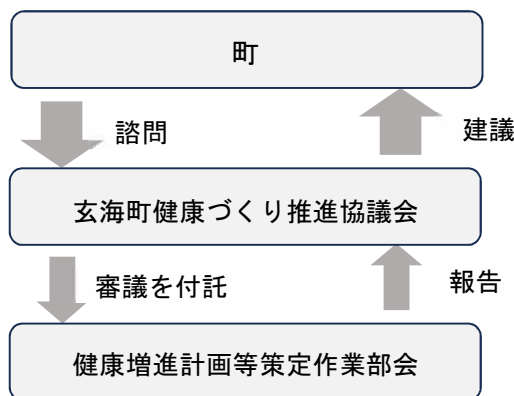
本計画は、令和6（2024）年度を初年度とし、令和17（2035）年度までの12か年の計画とします。また、必要に応じて中間見直しを行います。

4 計画の策定方法

（1）計画策定体制

本計画の策定にあたっては、健康増進及び食育に関する団体、関係機関、町職員による「健康増進計画等策定作業部会」を組織し、ワークショップ方式で健康づくりの課題や今後の対策について意見を出し合い、出された意見について素案としてまとめ、「玄海町健康づくり推進協議会」において審議を行い町へ建議しました。

■策定体制図



（2）計画の策定方法

1) アンケート

本計画及び「玄海町健康増進計画（第三次）」の策定を行うため、町民の健康や食生活の実態や意識・ニーズを把握し、今後の計画の推進に反映することを目的に、アンケート調査を実施しました。

対象者は、①保育園児保護者、②玄海みらい学園の前期課程及び後期課程の児童生徒、町内在住の小学4年生から中学3年生までの区域外通学者、③町民16歳から18歳まで、④町民19歳以上とし、4種類の調査票を配付・回収しました。（詳しくは、本計画書10頁参照）

2) 策定作業部会ワークショップ

作業部会では、3回に分けて本町の食育の推進に関して意見を出し合いました。

第1回：国の第4次食育推進基本計画の「食育の推進に当たっての目標」に沿って、目標・指標と課題、必要な対策について、意見を出し合いました。

第2回：目標・指標と課題を踏まえ、これからの対策と取り組む主体について自由に意見を出し合いました。

第3回：第1回、第2回の意見をまとめ、目標、指標、取組についての作業部会案を決定しました。

3) パブリックコメント

本計画について、計画素案を公開し、意見を聴取するパブリックコメントを実施しました。